

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年5月9日

【会社名】 エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

【代表者の役職氏名】 マーケッツ・証券サービス、欧州・中東・アフリカ地域、
チーフ・オペレーティング・オフィサー
デイヴィッド・グリムショウ
(David Grimshaw, Chief Operating Officer, EMEA, MSS)

【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 須 賀 彩 央 里

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和5年8月17日
効力発生日	令和5年8月30日
有効期限	令和7年8月29日
発行登録番号	5 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	496,643,931,500円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和7年5月9日（提出日）である。

【提出理由】 令和5年8月17日付発行登録書に一定の記載事項を追加し、参照情報を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については本文を参照のこと。）。

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

(以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しの直後に挿入される。)

<エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 米ドル建社債及びエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

本「第2 売出要項」には2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 米ドル建社債(以下「米ドル建社債」という。)及びエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 豪ドル建社債(以下「豪ドル建社債」という。)毎に異なる取扱いがなされる場合には、それぞれ「米ドル建社債」又は「豪ドル建社債」との見出しをつけて、社債毎に記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された「本社債」等の用語は当該社債の関係で定義されている。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめて記載している。まとめて記載した場合、これら2本の社債をそれぞれ「本社債」という。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

銘 柄	エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 米ドル建社債（注1）
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	（未定）米ドル（注2）
売出価額の総額	（未定）米ドル（注2）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社（以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	1,000米ドル（以下「額面金額」という。）
利 率	年（未定）％ （年2.90％から4.90％を仮条件とする。）（注2）（注3）（注4）
利払日	毎年5月28日及び11月28日
償還期限	2030年5月28日（注5）

（注1） 本社債は、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2025年5月28日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、随時更新され置き換えられる2023年5月25日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2024年5月31日付募集目論見書（その後に発行された又は発行される予定である補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。）及び本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）（いずれも英文で記載されている。）に記載されている。本社債の一部は、売出人と同一のグループ会社であるSMBC Bank International plcによって、引き受けられる。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

（注2） 本社債は、2025年5月19日（以下「約定日」という。）における約定に従い、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は本社債の売出券面額の総額及び売出価額の総額と同額である。本書において、「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。
本社債の売出券面額の総額、売出価額の総額及び利率は、上記仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定される。上記仮条件は、市況により変更されることがある。

（注3） 本社債の付利は2025年5月28日より開始する。

（注4） 最終的に決定される利率は、需要状況や市況環境を勘案した上で決定されることになるため、本社債と同年限の米国債の利回りを下回る可能性がある。

（注5） 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項」における「2. 償還及び買入れ （2）税制上の理由による期限前償還」、同「（3）違法による期限前償還」及び同「(4)為替障害事由」並びに同「6. 債務不履行事由」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。

（注6） 本社債について個別の格付は取得していない。

豪ドル建社債

銘 柄	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 豪ドル建社債（注1）
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	（未定）豪ドル（注2）
売出価額の総額	（未定）豪ドル（注2）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社（以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	1,000豪ドル（以下「額面金額」という。）
利 率	年（未定）％ （年2.80％から4.80％を仮条件とする。）（注2）（注3）（注4）
利払日	毎年5月28日及び11月28日
償還期限	2030年5月28日（注5）

（注1） 本社債は、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2025年5月28日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、随時更新され置き換えられる2023年5月25日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2024年5月31日付募集目論見書（その後に発行された又は発行される予定である補足目論見書を含み、以下「募集目論見書」という。）及び本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）（いずれも英文で記載されている。）に記載されている。本社債の一部は、売出人と同一のグループ会社であるSMBC Bank International plcによって、引き受けられる。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

（注2） 本社債は、2025年5月19日（以下「約定日」という。）における約定に従い、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は本社債の売出券面額の総額及び売出価額の総額と同額である。本書において、「豪ドル」とは、オーストラリア連邦の法定通貨であるオーストラリアドルをいう。

本社債の売出券面額の総額、売出価額の総額及び利率は、上記仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定される。上記仮条件は、市況により変更されることがある。

（注3） 本社債の付利は2025年5月28日より開始する。

（注4） 最終的に決定される利率は、需要状況や市況環境を勘案した上で決定されることになるため、本社債と同年限のオーストラリア国債の利回りを下回る可能性がある。

（注5） 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項」における「2．償還及び買入れ（2）税制上の理由による期限前償還」、同「（3）違法による期限前償還」及び同「（4）為替障害事由」並びに同「6．債務不履行事由」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。

（注6） 本社債について個別の格付は取得していない。

2【売出しの条件】

米ドル建社債

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2025年5月21日から2025年5月28日まで（注1）
申込単位	1,000米ドル
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店及び各営業部店ならびに下記（注6）記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注2）
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	2025年5月29日を受渡期日とする（注1）

（注1） 一定の事情により、本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか、又は全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

（注2） 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。

（注3） 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）又は米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、米国証券法の登録義務の免除又は当該登録義務に服さない取引に従う場合を除き、米国内において、又は（米国証券法に基づくレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）により定義される。）米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の勧誘又は売付けを行ってはならない。本段落において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

（注4） 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国の税務規則により認められた場合を除き、米国若しくはその属領内において、又は、米国人（United States Person）に対して、本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含み、以下「歳入法」という。）及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

- (注5) 本社債は、欧州経済領域（EEA）若しくは英国のリテール投資家に対し、募集、売却又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売却又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i) (A) EEAの場合には、指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(B) 英国の場合には、2018年EU離脱法（その後の改正を含む。以下「EU離脱法」という。）に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 2017/565第2条(8)に定義されたリテール顧客、() (A) EEAの場合には、指令2016/97EU（その後の改正を含む。）の定義に該当する顧客（但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）、(B) 英国の場合には、2000年金融サービス市場法（その後の改正を含む。以下「金融サービス市場法」という。）及び指令2016/97EUを実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客（但し、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）又は(iii) (A) EEAの場合には、英国目論見書規制に定義された適格投資家に当たらない者、(B) 英国の場合には、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）2017/1129（その後の改正を含む。）の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、欧州経済領域（EEA）又は英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に(A) EEAの場合には、規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「EU PRIIPs規制」という。）(B) 英国の場合には、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「英国PRIIPs規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、欧州経済領域（EEA）又は英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、EU PRIIPs規制又は英国PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、スイス連邦金融サービス法第4条2項及び同施行規則（例えば、スイス連邦金融サービス規則）に基づくプライベート（リテール）顧客の資格を有する投資家に対して、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。このため、スイス連邦金融サービス法上要求される重要な情報を含む文書（又は当該文書と等しい文書）は用意されておらず、スイス国内のリテール（プライベート）顧客、スイスに入った又はスイスから来たリテール（プライベート）顧客に対する本社債の募集、売出し、販売又はその他の方法による提供は、スイス連邦金融サービス法の違反となりうる。

- (注6) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

豪ドル建社債

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2025年5月21日から2025年5月28日まで（注1）
申込単位	1,000豪ドル
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店及び各営業部店ならびに下記（注6）記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注2）
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	2025年5月29日を受渡期日とする（注1）

- (注1) 一定の事情により、本書の記載を訂正するべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか、又は全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

- (注2) 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。

- (注3) 本社は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）又は米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、米国証券法の登録義務の免除又は当該登録義務に服さない取引に従う場合を除き、米国内において、又は（米国証券法に基づくレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）により定義される。）米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社の勧誘又は売付けを行ってはならない。本段落において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (注4) 本社は、米国税法のTEFRA DIに従う。米国の税務規則により認められた場合を除き、米国若しくはその属領内において、又は、米国人（United States Person）に対して、本社の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含み、以下「歳入法」という。）及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。
- (注5) 本社は、欧州経済領域（EEA）若しくは英国のリテール投資家に対し、募集、売却又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売却又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i) (A) EEAの場合には、指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(B) 英国の場合には、2018年EU離脱法（その後の改正を含む。以下「EU離脱法」という。）に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 2017/565第2条(8)に定義されたリテール顧客、() (A) EEAの場合には、指令2016/97/EU（その後の改正を含む。）の定義に該当する顧客（但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）、(B) 英国の場合には、2000年金融サービス市場法（その後の改正を含む。以下「金融サービス市場法」という。）及び指令2016/97/EUを実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客（但し、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）又は(iii) (A) EEAの場合には、英国目論見書規制に定義された適格投資家に当たらない者、(B) 英国の場合には、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）2017/1129（その後の改正を含む。）の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、欧州経済領域（EEA）又は英国のリテール投資家に対して本社の募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に(A) EEAの場合には、規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「EU PRIIPs規制」という。）(B) 英国の場合には、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「英国PRIIPs規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、欧州経済領域（EEA）又は英国のリテール投資家に対して本社の募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、EU PRIIPs規制又は英国PRIIPs規制違反となる可能性がある。
- 本社は、スイス連邦金融サービス法第4条2項及び同施行規則（例えば、スイス連邦金融サービス規則）に基づくプライベート（リテール）顧客の資格を有する投資家に対して、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。このため、スイス連邦金融サービス法上要求される重要な情報を含む文書（又は当該文書と等しい文書）は用意されておらず、スイス国内のリテール（プライベート）顧客、スイスに入った又はスイスから来たリテール（プライベート）顧客に対する本社の募集、売出し、販売又はその他の方法による提供は、スイス連邦金融サービス法の違反となりうる。
- (注6) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

売出社債のその他の主要な事項

1. 利息

米ドル建社債

- (1) 各本社の利息は、「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、利息起算日である2025年5月28日（同日を含む。）から2030年5月28日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払日は、2025年11月28日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年5月28日及び11月28日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って後払いで支払われる。各利払日の利息として額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルが支払われる。

利払日が営業日（下記に定義される。）に当たらない場合には、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、東京及びニューヨーク市において商業銀行及び外国為替市場が一般に支払決済を行っている日（土曜日及び日曜日を除く。）並びにユーロクリア及びノ又はクリアストリーム・ルクセンブルグが営業を行っている日をいう。

- (2) 本社債は、その最終的な償還の日以降は利息を付さない。ただし、適法な呈示がなされたにもかかわらず、満期償還額（下記「2. 償還及び買入れ、(1) 満期における償還」に定義される。）又は（場合により）その他の償還金額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、各本社債に対し、（ ）当該本社債に関してその日までに支払期日が到来している全額が当該本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）により若しくは本社債権者のために受領された日、又は（ ）計算代理人（以下に定義される。）が本社債権者に対して、計算代理人が本社債に関して支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日後の日（計算代理人が受領した全額には、かかる通知が行われた日から7日後の日までに発生する経過利息を含むものとする。）（ただし、その後の支払いに不履行があった場合を除く。不履行があった場合には、本社債に対し継続して利息が付される。）のいずれか早い方の日まで（判断の前だけでなくその後も含めて）、本「1. 利息」の記載に従って、継続して利息が付される。

「計算代理人」とは、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーをいう。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、小数点以下第三位を四捨五入し、0.01米ドルの単位まで求める。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

豪ドル建社債

- (1) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、利息起算日である2025年5月28日（同日を含む。）から2030年5月28日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払日は、2025年11月28日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年5月28日及び11月28日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って後払いで支払われる。各利払日の利息として額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルが支払われる。

利払日が営業日（下記に定義される。）に当たらない場合には、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、東京及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が一般に支払決済を行っている日（土曜日及び日曜日を除く。）並びにユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグが営業を行っている日をいう。

- (2) 本社債は、その最終的な償還の日以降は利息を付さない。ただし、適法な呈示がなされたにもかかわらず、満期償還額（下記「2. 償還及び買入れ、(1) 満期における償還」に定義される。）又は（場合により）その他の償還金額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、各本社債に対し、（ ）当該本社債に関してその日までに支払期日が到来している全額が当該本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）により若しくは本社債権者のために受領された日、又は（ ）計算代理人（以下に定義される。）が本社債権者に対して、計算代理人が本社債に関して支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日後の日（計算代理人が受領した全額には、かかる通知が行われた日から7日後の日までに発生する経過利息を含むものとする。）（ただし、その後の支払いに不履行があった場合を除く。不履行があった場合には、本社債に対し継続して利息が付される。）のいずれか早い方の日まで（判断の前だけでなくその後も含めて）、本「1. 利息」の記載に従って、継続して利息が付される。

「計算代理人」とは、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーをいう。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、小数点以下第三位を四捨五入し、0.01豪ドルの単位まで求める。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期における償還

米ドル建社債

各本社債は、償還期限前に償還又は買入消却されない限り、満期償還日に、額面金額1,000米ドルの各本社債につき、額面金額の100%（すなわち、1,000米ドルである。以下「満期償還額」という。）にて償還される。満期償還日が営業日に当たらない場合には、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該満期償還日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

豪ドル建社債

各本社債は、償還期限前に償還又は買入消却されない限り、満期償還日に、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき、額面金額の100%（すなわち、1,000豪ドルである。以下「満期償還額」という。）にて償還される。満期償還日が営業日に当たらない場合には、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該満期償還日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制上の理由による期限前償還

本社債について、

() 本社債の利息支払い後に、発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求され得る場合、又は

() 発行会社が当該本社債の償還をしようとする場合に（かかる目的において、発行会社がその他の方法で当該本社債を償還する権利を有するか否かについて考慮する必要はない。）、発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求され得る場合

上記の場合には、発行会社は、本社債につき、30日以上45日以内の事前の通知を本社債権者に行った後、当該本社債のすべて（一部は不可。）を、未払いの経過利息（もしあれば）とともに公正な市場価値（下記に定義される。）である期限前償還金額で償還することができることとする。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期限が到来している場合に発行会社が追加額の支払いを義務付けられた最も早い日より90日より前にはなされないものとする。

発行会社は、本「(2) 税制上の理由による期限前償還」に基づいて償還の通知を行う以前に、独立した法律顧問又は会計士による証明書で、(i)上記の状況が現在において存在する旨、又は(ii)当該証明書の日付現在において提案され、かつ、当該法律顧問又は会計士の意見によれば、本社債に関する元利金の関連ある支払いがその他の方法でなされる日以前に有効となると合理的に予想される連合王国の法律（当該法律に従う規則を含む。）の変更若しくは改正又はその解釈若しくは適用の変更が、そのとおりにより有効となった場合に、それらの状況が存在するであろう旨を記載した証明書を取得することができるものとし、かかる証明書は、本「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って証明を要求される状況を十分に証明するものである。

「公正な市場価値」とは、計算代理人が、発行会社と協議の上、発行会社及び／又は発行会社の関連会社の裏付けとなる及び／又は関連するヘッジ取引及び／又は資金協定の解消のための合理的な経費及び費用を除いて、当該償還日の直前に決定する各本社債の公正な市場価値をいう。これらの公正な市場価値の計算は、（当該社債の期限前償還の場合で）期限前償還が行われなかった場合は、当該期限前償還日後に、発行会社が本社債権者に対し負う本社債の支払義務と経済的に同等のものを保全する効果を有する。

「６．債務不履行事由」に基づく債務不履行事由の発生後における公正な市場価値を計算する目的で、本社債の公正な市場価値を決定する際、本社債に関する発行会社の義務のすべてを履行することができるものとみなされる発行会社の信用力は考慮されない。

(3) 違法による期限前償還

計算代理人が、適用ある現在若しくは将来の法令、法律、規則、判決、命令若しくは指令、又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限の要件若しくは要求の遵守（これらを含むがこれらに限らない。）を理由として、約定日以降に、本社債に基づく発行会社の義務（又はこれに関連して行われた、ヘッジ取引に基づく発行会社若しくはその指定する関連会社の義務）の履行が、その全部又は一部において違法又は実行不可能となったと決定した場合、発行会社は、当該義務を終了する権利を有する。但し、計算代理人がかかる義務が違法なものとなった旨決定した場合、発行会社は、本社債に基づく当該義務を終了する前に、独立した法律顧問から意見を取得することができ、かかる意見は、本条件に従って要求される状況を十分に証明するものであるとする。かかる状況において、発行会社は、各本社債権者に公正な市場価値である期限前償還金額を支払う。本社債は下記「10. 通知」の規定に従って社債権者に通知される方法により償還される。

(4) 為替障害事由

米ドル建社債

為替障害事由が発生した場合にはそれがいつであっても、発行会社は、その単独かつ絶対的裁量により、以下のいずれかを選択することができる。

- () 下記「10. 通知」に従って5日以上事前の通知を本社債権者に行った後、本社債権者に通知された日付において、本社債のすべて（一部は不可。）を、公正な市場価値である期限前償還金額にて償還すること。
- () 計算代理人に対し、計算代理人が為替障害事由により展開された市場慣習を反映又は説明するために必要若しくは望ましいとみなす、本社債の要項（下記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け 修正」に定義される。）の調整を指示すること。

「為替障害事由」とは、計算代理人により決定されるもので、額面通貨（下記に定義される。）又は決済通貨（下記に定義される。以下「為替障害関連通貨」と総称する。）に関連して行われたヘッジ取引に基づき又は関して、発行会社（又は発行会社の関連会社）が為替障害関連通貨での支払い又は受領の全部又は一部を違法又は実行不可能にする、為替障害関連通貨に影響する事由（適用ある現在若しくは将来の法令、法律、規則、判決、命令若しくは指令、又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限の要件若しくは要求の遵守の結果を含むがこれらに限られない。）の発生をいう。

「額面通貨」とは、米ドルをいう。

「決済通貨」とは、米ドルをいう。

豪ドル建社債

為替障害事由が発生した場合にはそれがいつであっても、発行会社は、その単独かつ絶対的裁量により、以下のいずれかを選択することができる。

- () 下記「10. 通知」に従って5日以上事前の通知を本社債権者に行った後、本社債権者に通知された日付において、本社債のすべて（一部は不可。）を、公正な市場価値である期限前償還金額にて償還すること。

- () 計算代理人に対し、計算代理人が為替障害事由により展開された市場慣習を反映又は説明するために必要若しくは望ましいとみなす、本社債の要項(下記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け 修正」に定義される。)の調整を指示すること。

「為替障害事由」とは、計算代理人により決定されるもので、額面通貨(下記に定義される。)又は決済通貨(下記に定義される。以下「為替障害関連通貨」と総称する。)に関連して行われたヘッジ取引に基づき又は関して、発行会社(又は発行会社の関連会社)が為替障害関連通貨での支払い又は受領の全部又は一部を違法又は実行不可能にする、為替障害関連通貨に影響する事由(適用ある現在若しくは将来の法令、法律、規則、判決、命令若しくは指令、又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限の要件若しくは要求の遵守の結果を含むがこれらに限られない。)の発生をいう。

「額面通貨」とは、豪ドルをいう。

「決済通貨」とは、豪ドルをいう。

(5) 買入れ

発行会社及び発行会社と直接的又は間接的に関係を有するすべての者は、それぞれ、公開市場その他の市場において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。かかる本社債は、保有、再発行又は再販売されることがあり、発行会社がかかる本社債を保有する場合には、発行会社の選択により消却されうる。

(6) 消 却

確定社債券(下記「11. その他(1) 本社債の様式、額面金額及び権利」に定義される。)の場合には、当該確定社債券に添付された期限未到来のすべての利札が付されているか、又は共に提出されたことを条件として、本「2. 償還及び買入れ」の「(1) 満期における償還」又は「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って償還された本社債はすべて直ちに消却されるものとし、本「2. 償還及び買入れ」の「(5) 買入れ」に従って買入れられた本社債はすべて、発行会社の選択により直ちに消却されうる。上記のとおり償還又は買入消却された本社債はすべて再発行又は再販売することはできない。

(7) その他の償還規定の有無

発行会社は、本「2. 償還及び買入れ」に規定される場合を除き、本社債を償還する権利を有さない。

(8) 計算及び端数処理

本社債の償還につき支払われるべきすべての償還金額(以下「償還金額」という。)は、本「2. 償還及び買入れ」に従って計算されるものとし、かかる償還金額に関連して決定又は計算される金額を端数処理する場合、計算代理人は以下の端数処理に関する条項を適用するものとする。

計算金額(本社債の額面金額をいう。)に関し、償還金額は通貨の副単位(下記に定義される。)未満の端数を四捨五入して計算される(副単位の半額の切り上げ、その他適用される市場慣行に従った方法による。)。かかる目的において、「副単位」とは、かかる通貨が使用されている国において法定通貨として利用可能な通貨の最低額である。

本社債が大券(下記「3. 支払い (1)」に定義される。)にて表章される期間において、償還金額は、(1)計算金額に対して(上記に従った方法において決定される)支払われるべき金額と(2)券面総額(下記に定義される。)に達するために計算金額に乗じる額との積になる。

「券面総額」とは、かかる大券にて表章される未償還の本社債の額面金額の総額をいう。

3. 支払い

- (1) 本社債に関する元金及び利息は、（以下の規定に服することを条件として）本社債の呈示及び（一部の支払いの場合を除き）引渡しにより支払われ、また、利息の支払いについては、（次段落を条件として）米国外に所在する支払代理人の指定事務所において関連ある利札の引渡しにより支払われる。本社債の支払いは、米国内の住所への郵送又は米国内で所持人が維持する口座への振込みによりなされるものではない。

本社債の利息について支払われるべき金額は、米国又はその属領（歳入法及びそれに基づく規則に定義される。）内に所在する支払代理人の指定事務所ではなされることはない。ただし、(a)米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限の到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額が違法であるか、又は為替管理若しくはその他同様の制限により有効に妨げられる場合、及び(b)当該支払いが、適用ある米国法により許可される場合を除く。かかる場合には、発行会社は、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を直ちに任命するものとする。

確定社債券の支払いのためには、当該確定社債券を、これに付されたすべての期限未到来の利札と共に呈示しなければならない。期限未到来の利札を紛失した場合には、当該期限未到来の利札の額面金額（又は、元本全額の支払いではない場合には、当該期限未到来の利札の額面金額のうち、当該支払われる元本の合計金額の支払われるべき元本全額に対する割合に相当する額）が、支払われるべき金額の合計から差し引かれる。上記に従って差し引かれた元本金額については、当該元本支払いのための関連日（下記「8. 課税上の取扱い 連合王国の租税」に定義される。）から10年（下記「11. その他 (2) 時効」に従い、当該利札が無効となったか否かは関係なく、又はこれより遅い場合には、当該利札の支払期限が到来したはずの日から5年）以内であれば、紛失していた利札の引渡しと引換えに上記の方法に従い支払いを受けることができる。

上記にかかわらず、満期償還日及び利率が設定された確定社債券が発行され、当該確定社債券に付された又は当該確定社債券と共に引き渡された期限未到来の利札を伴わずに当該確定社債券が支払いのために呈示された際に差し引かれるべき金額が、支払われるべき金額を上回る場合、償還日に当該期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は要求に応じて無効となり（かつ、それに関する支払いはなされない。）、差し引かれるべき金額は支払われるべき金額を上回らないものとする。前文の適用により、確定社債券に関する期限未到来の利札の一部（全部ではない。）が無効となる場合、関連ある支払代理人は、その単独かつ絶対的裁量により、いずれの期限未到来の利札が無効となるかを決定し、また、かかる目的上、その単独かつ絶対的裁量により、期限到来までの期間が短い利札よりも期間が長い利札を選択するものとする。

（上記の適用以外の理由により）本社債のいずれかの償還日が、当該本社債に付された利札の支払期日に当たらない場合、利札の直前の支払期日（又は利息起算日）（当日を含む。）からの当該本社債の経過利息は、当該本社債及び当該本社債に付された期限未到来のすべての利札の提出と引換えによってのみ支払いがなされる。

大券の様式による本社債（以下「大券」という。）の場合、その元利金の支払いは、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルクの勘定で保有される当該大券の関連ある部分についてユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルクに対してなされる（仮大券の場合には、それに規定された証明を条件とする。）。かかる状況において、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルクは、当該大券に関する元金又は（場合により）利息を、当該大券の持分がその帳簿の貸方に記入されている者の貸方に記入する。

米ドル建社債

- (2) 本社債に関して支払われるべき金額（元金、利息又はその他）は、小切手により、又は受取人の選択により、受取人が指定した米国外に所在する米ドル建ての口座への送金により、米ドルでなされる。

支払い及び交付は、いかなる場合においても、下記「８．課税上の取扱い」の規定を侵害することなく、支払場所において適用ある財務その他の法令に従う。

上記の一般性を害することなく、発行会社は、発行会社、発行会社の親会社若しくは持株会社又は当該親会社若しくは持株会社の子会社が、米国連邦所得税法又は発行会社、かかるその親会社、その持株会社若しくはその子会社が遵守すべきその他の法律の要件を遵守するために必要な証明又は情報を支払代理人に提供するように、本社債又は利札に関する元金又は（場合により）利息の支払いを受ける者に対して要求する権利を留保する。

豪ドル建社債

- (2) 本社債に関して支払われるべき金額（元金、利息又はその他）は、小切手により、又は受取人の選択により、受取人が指定した米国外に所在する豪ドル建ての口座への送金により、豪ドルでなされる。

支払い及び交付は、いかなる場合においても、下記「８．課税上の取扱い」の規定を侵害することなく、支払場所において適用ある財務その他の法令に従う。

上記の一般性を害することなく、発行会社は、発行会社、発行会社の親会社若しくは持株会社又は当該親会社若しくは持株会社の子会社が、米国連邦所得税法又は発行会社、かかるその親会社、その持株会社若しくはその子会社が遵守すべきその他の法律の要件を遵守するために必要な証明又は情報を支払代理人に提供するように、本社債又は利札に関する元金又は（場合により）利息の支払いを受ける者に対して要求する権利を留保する。

４．支払代理人及び計算代理人

- (1) 当初の主支払代理人の名称及び指定事務所は、以下のとおりである。

主支払代理人、支払代理人兼発行代理人

名 称： エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（HSBC Bank plc）

住 所： 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8（8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.）

発行会社は、いずれかの支払代理人又は計算代理人の任命を変更又は終了し、及び／又はいずれかの支払代理人又は計算代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、本社債のいずれかが未償還である限り、主支払代理人を常に維持するものとする。

- (2) さらに、発行会社は、上記「３．支払い（１）」の第２段落に記載された状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人を直ちに任命するものとする。変更、終了又は任命は、下記「１０．通知」に従って、本社債権者に通知がなされた後にのみ（ただし、支払不能の場合を除く。かかる場合には即時に）効力を生じるものとする。
- (3) 計算代理人は、本社債の要項（下記に定義される。）に従って行う本社債のためのすべての計算及び決定（かかる目的のための計算代理人による自身の権限、義務及び裁量の行使又は不行使に関するすべての決定を含む。）を誠実かつ商業的に合理的な方法により行うものとする。

- (4) 支払代理人及び計算代理人は、本社債の所持人の代理人として行動するものではなく、発行会社の代理人となるものである。これらの要項に基づいて計算代理人に求められるすべての計算に関する機能は、計算代理人が、その絶対的裁量により委任することができる。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無担保かつ非劣後の債務であり、その相互間に優先関係はなく、その発行日において、（法律により優先されるべき一定の債務を除き）発行会社のその他のすべての未償還の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

6. 債務不履行事由

本社債に関して、以下の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上が発生し、継続した場合、本社債権者は、発行会社が受領した日（以下「期限前償還日」という。）に有効となる発行会社への書面による通知により、所持人が保有する本社債の期限の利益が喪失した旨を宣言することができ、これによって当該本社債は、呈示、請求、異議申し立て又はその他いかなる種類の通知もなく、未払いの経過利息（もしあれば）とともに公正な市場価値である期限前償還金額で、直ちに支払期限が到来するものとする。

- (a) 本社債若しくはそのいずれかにつき支払期限の到来した元金又は利息に関する支払いの不履行についての通知が「10. 通知 (2)本社債権者からの通知」に従い本社債権者から主支払代理人に通知されてから14日以内に当該不履行が改善されなかった場合。ただし、(1)かかる支払いに適用ある財務又はその他の法令、規則、かかる支払いに適用ある管轄権を有する法域の裁判所命令、又はかかる支払いに適用ある政府若しくは規制機関の声明、指針、政策、勧告又は解釈（法的拘束力の有無を問わない。）に当該支払いが反する重大な危険があると発行会社が誠実に判断した場合（独立した法律顧問から随時受けた助言に従い発行会社が下した当該判断は本社債権者を決定的に拘束する。）又は(2)かかる法令又は命令の有効性又は適用可能性に疑義が存在する場合において、独立した法律顧問によるかかる有効性又は適用可能性についての助言に従って、かかる支払いを差し控えるか又は拒絶する場合には、かかる債務不履行を構成しない。
- (b) 英国における発行会社の清算について命令がなされ、有効な決議が可決した場合（関連ある本社債権者の特別決議（下記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け」に定義される。）により、組織再編又は合併の仕組みに関する条件が事前に書面により承認されている場合を除く。）。

7. 社債権者集会、修正及び債務引受け

社債権者集会

プログラムに関連する1999年2月24日付社債発行基本契約（2024年5月24日に直近の修正、補足及び／又は再述がなされている。）（その後の随時の改正を含め、以下「社債発行基本契約」という。）には、本社債又は社債発行基本契約のいずれかの規定の修正に関する特別決議（社債発行基本契約に定義されている。）による承認を含む、当該本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている。かかる集会は、発行会社又はその時点で未償還の本社債の額面金額の5%以上を保有する本社債権者により招集されうる。当該集会において特別決議を可決する定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の50%以上を保有又は代理する1名以上の者とし、延会においては、保有又は代理する本社債の額面金額にかかわらず、1名以上の本社債権者本人又は代理人とする。ただし、当該集会の議事に本社債の一定の規定（本社債の満期償還日の変更、本社債に関して支払われるべき金額の減額若しくは消却、又は本社債の支払通貨の変更を含む。）の修正が含まれる集会においては、定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上を保有又は代理する1名以上の者とし、その延会においては、その時点で未償還の本社債の額面金額の絶対過半数を保有又は代理する1名以上の者とする。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債権者が集会に参加したか否

かを問わず、本社債権者のすべてを拘束するものとする。いかなる本社債の修正も、修正後可能な限り速やかに、下記「10. 通知」に従って本社債の所持人に対して通知される。

修 正

社債発行基本契約又はプログラムに関連する1999年2月24日付発行及び支払代理契約（2023年5月25日に直近の修正、補足及び／又は再述がなされている。）（その後の随時の改正を含め、以下「発行及び支払代理契約」という。）の場合には当該契約における他の当事者の承認を条件として、発行会社は、本社債権者の同意なく、以下の事項に同意することができる。

- (a) 本社債権者全体の利益に重大な損害を及ぼさない社債発行基本契約若しくは発行及び支払代理契約又は本社債の要項（以下「本社債の要項」という。）の修正（上記を除く。）、
- (b) 本社債の要項、社債発行基本契約又は発行及び支払代理契約の形式的、微細又は技術的な修正、又は明白な誤りを修正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的法律の規定を遵守するためになされる修正、
- (c) 本社債の補足条件書及び発行要項（関連ある補足条件書によって完成される本社債の要項を構成する。）と本社債の関連あるタームシートとの間の矛盾を修正するためになされる本社債の修正。

かかる修正は、本社債権者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実行可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

債務引受け

また、発行会社は、本社債権者の同意なく、本社債及び（もしあれば）それに付された利札に基づく主債務者としての発行会社に代わり、発行会社の子会社若しくは持株会社又は当該持株会社の子会社（以下「新発行会社」という。）による債務引受けに同意することができる。ただし、当該本社債及びそれに付された利札は、発行会社により取消不能の形で保証される。かかる債務引受けがなされる場合、本書における発行会社は、新発行会社と解釈される。かかる債務引受けは、下記「10. 通知」に従って、関連ある本社債権者に速やかに通知される。債務引受けに係る権利について、発行会社は、何らかの目的で特定の領域に居所を有するか若しくは特定の領域の居住者であるか、又はその他特定の領域と関係を持っているか若しくは特定の領域の管轄に服していることに起因する本社債権者個人の当該権利の行使による結果を考慮する義務はないものとし、本社債権者は、当該本社債権者に対するかかる債務引受けの租税上の公課について、補償又は支払いを発行会社に請求する権利を有さない。

8. 課税上の取扱い

連合王国の租税

本社債に関する元利金の発行会社による支払いはすべて、連合王国により又はそのために賦課される現在又は将来の一切の種類の税金、賦課金その他の公租公課を源泉徴収又は控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる税金、賦課金その他の公租公課の源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。

発行会社が法律により上記の源泉徴収又は控除を要求される場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後に本社債権者又は（場合により）利札の所持人が受領する純額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ本社債及び／又は（場合により）利札に関して受領するはずであった元金及び利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、本社債又は利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (a) 本社債又は利札の所持以外に連合王国又はその他の関連法域と関係を有することを理由として、本社債又は利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される本社債又は利札の所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。
- (b) 本社債又は利札を呈示する主支払代理人又は支払代理人が満足する程度に、所持人が制定法上の要件を満たすことにより、非居住者である旨の宣言若しくはその他類似の免除請求を関連課税当局

に行うことにより、元金若しくは利息の当該支払いを課税当局に通知（及び／若しくは当該課税当局に当該通知の証拠を提示）することにより、又はその他の支払代理人の指定事務所において関連ある本社債若しくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収又は控除を回避することが不可能であることが証明されない場合。

- (c) 関連日（下記に定義される。）後30日を超える期間を経過した場合。ただし、その所持人がかかる30日間の最終日に支払いのために呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
- (d) 本社債若しくは利札又はいずれかの一部の唯一の実質所有者でない又は受託者若しくはパートナーシップ（ただし、受託者に関する受益者若しくは設定者、実質所有者又はパートナーシップの一員が、享受可能な又は分配される支払いを直接受ける場合には、当該受益者、設定者、実質所有者又は一員が追加額の支払いを受ける権利を有していない範囲を限度とする。）である所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。

本書における「関連日」とは、かかる支払いに関して支払期日が最初に到来する日、ただし主支払代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、下記「10. 通知」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が関連ある所持人に対してなされた日をいう。

発行会社が、税務上連合王国以外の居住者となった場合においては、本項における連合王国への言及は連合王国及び／又はかかる税管轄地への言及であると解釈される。

本書において、関連ある本社債の元金、利息又は元利金とは、適宜以下を含むものとみなされる。

- () 本「8. 課税上の取扱い」に基づいて支払われるべき追加額、
- () 関連ある本社債について満期償還日に支払われるべき額面金額、
- () 関連ある本社債について満期償還日より前に償還により支払われるべき額面金額、及び
- () 関連ある本社債に基づいて又はそれに関連して支払われ得る額面超過金又はその他の金額。

本社債の要項中の他の規定にかかわらず、発行会社は、政府間契約に従い又は以下に記載する規則に関して他の法域が導入した法律の実施に伴い又は米国内国歳入庁との契約に従い、歳入法第871条（m）又は第1471条から第1474条（又はその修正若しくは承継法）の規則により許可又は要求される金額の源泉徴収又は控除（以下「米国許可源泉徴収」という。）を行うことが認められる。いずれかの者（発行会社の代理人を除く。）が支払いの受領にあたり米国許可源泉徴収のない支払いを受領できなかったとしても、発行会社及び支払代理人は、発行会社、支払代理人その他の当事者が行った米国許可源泉徴収に関する控除又は源泉徴収について、所持人に対する追加額の支払いその他の補償を行う義務を負わない。

日本国の租税

以下は主に本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは現在以下のとおりである。

将来、日本の税務当局が支払いが不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債は、特定口座において取り扱うことができる。

本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上定められた税率（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までの間は所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）による源泉徴収の対象となる。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、日本の税法上定められた税率（所

得税、復興特別所得税及び住民税の合計）が適用される。日本国の内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上定められた税率による源泉所得税を課される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、日本の税法上定められた税率（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までの間は所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。当該譲渡損益又は償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、これらは課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。従って、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

(1) 準拠法

本社債及び本社債から生じる又は本社債に関連するすべての契約に定めのない義務は、英国法に準拠し、英国法に従い解釈される。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所が本社債から生じる又は本社債に関連する紛争（以下「本紛争」という。）を解決するため（本社債の存在、有効性若しくは解約に関する本紛争又は本社債の無効性の結論に関する本紛争を含む。）の専属的管轄権を有する。

10. 通 知

(1) 本社債権者に対する通知

本社債の所持人に対する通知はすべて、ロンドンで発行部数の多い主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ紙、又は、それが実務上不可能な場合は、欧州で広く流通している主要英字日刊紙）に掲載することにより有効となる。かかる通知は、かかる公表がなされた日、又は複数回公表された場合は最初の公表日（又は、複数の新聞に掲載することが求められている場合は、必要なすべての新聞に掲載された最初の日に）に通知がなされたものとみなされる。

本社債が大券の様式による場合には、本社債の所持人に対する通知はすべて、当該大券の持分について帳簿に記載されている者への連絡のため、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルク及び／又は（発行会社及びディーラーの間で合意する）その他の関連する決済システム、預託機関又はコン・セーフキーパーに対して交付されることによって有効となる。

本社債に付された利札の所持人は、あらゆる目的において、本項に従い当該本社債の所持人に対してなされた通知と同じ内容の通知を受領したものとみなされる。

(2) 本社債権者からの通知

本社債権者からの通知は書面によるものとし、当該通知は、主支払代理人の指定事務所に関連ある本社債と共に提出されることにより行われるものとする。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面金額及び権利

(a) 様式及び額面

本社債は無記名式で発行される。本社債は、恒久大券に交換される仮大券により表章され（発行会社が、法令の変更によって重大な損害を被る状況にあると判断した場合にも、恒久大券に交換され得る）、恒久大券は、恒久大券に規定された限られた状況下でのみ確定社債券（以下「確定社債券」という。）に交換される。確定社債券には連続番号が付される。

本社債は、上記に示された額面金額で発行され、本社債の当初受渡し後は額面金額は変更されない。

確定社債券は、当初の交付時において利札が付され、一定の状況下における利払いにおいて、その呈示が前提要件となる。

(b) 権 利

以下を条件として、本社債の権利は交付により移転する。本社債又は利札の「所持人」という記載には、当該本社債又は利札の持参人を含む。法律により許可される範囲に限り、発行会社及び主支払代理人は、いずれかの本社債又は利札の所持人を、そのために支払いを受ける目的その他あらゆる目的のために、（支払期限が経過したか否かを問わず、また、所有に関する通知若しくは所有に係る書面による通知、又はその過去の紛失若しくは盗失の通知に関係なく）その完全な所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。

大券により表章されている本社債に関し、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルク及び／又はその他の関連する決済システムの帳簿において大券の持分を有するとして記載されている者（以下、各々を「口座保有者」という。）は、当該大券の持参人に対して発行会社が行う各支払いの当該口座保有者への割当て及び当該大券に基づき発生するすべてのその他の権利に関し、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルク及び／又はその他の関連する決済システム（場合による。）のみに依拠するものとする。口座保有者が当該大券に基づき発生する権利を行使する範囲及び方法は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルク並びにその他の関連する決済システムの各規程及び手続きにより、随時決定されるものとする。本社債が大券により表章されている限り、口座保有者は本社債に基づき行われる支払いに関し、発行会社に対し直接請求を行わないものとする。

本社債における本社債権者の持分を反映した関連ある決済システムの帳簿は、大券により表章される本社債の額面金額の確定証拠となる。

(2) 時 効

本社債及び利札は、本社債についてはその関連日から10年以内、利札についてはその関連日から5年以内に支払いのために呈示されない場合には、無効となる。本社債又は利札に関して元金又は利息の支払いのために発行会社から主支払代理人に対して支払われ、かつ、当該本社債又は利札が無効となった時点で未請求の金員は、発行会社に返還され、それに関する主支払代理人の債務はそれにより終了する。

(3) 本社債の代替社債券

本社債又は利札を紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合、請求者が再発行に関して発生する費用を支払い、かつ、発行会社が要求する証拠及び補償を満たした場合に、発行代理人の指定事務所において、

かかる本社債又は利札は再発行されうる。汚損又は毀損した本社債又は利札は、再発行される前に提出されなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、随時自由に、本社債権者又は当該本社債に付される利札所持人の同意なく、本社債とすべての点において同順位の社債を追加で起債・発行し、かかる社債はその時点で未償還の本社債と併せて単一のシリーズを構成する。

(5) 第三者の権利

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(6) 売出有価証券に関するリスク要因及びその他の留意点

投資家は、とりわけ、以下を参照されたい。

一 般

本社債への投資は投機的であり、大きなリスクを伴っている。本社債権者は、場合によっては、投資の一部又は全部を失う可能性があることを理解すべきである。支払額が換算される為替レート（以下「換算レート」という。）の変動は不定期であり、本社債の投資利回りは通常の債券に投資した場合の利回りを下回る可能性がある。換算レートの変動は予測できない。

適用のある銀行破綻処理権限

EU銀行再建破綻処理指令（指令第2014/59/EU号）（以下「BRRD」という。）には、金融機関並びにこれらの親会社及びその他のグループ会社の再建及び破綻処理に関するEU全体の枠組みが規定されている。BRRDは、健全性に問題のある又は倒産の危機にある金融機関に十分に早期かつ迅速に介入するための一連の手段を関連当局に付与することにより、かかる金融機関の重要な金融機能及び経済機能の継続性を確保しつつ、かかる金融機関の破綻が経済及び金融システムに及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に制定されたものである。なお、英国においては、2009年銀行法（以下「銀行法」という。）にBRRDの規定が盛り込まれており、また先般、（EU(離脱)法に定義される）移行期間満了日までの施行が求められていたBRRDの改正最新版の一部を英国法に内国法化した2020年銀行再建破綻処理（改正）（EU離脱）規則をはじめとする法定文書に基づき、改正された。

法定の介入権限

発行会社は、英国の銀行が財政難に陥った場合又はそのおそれがある場合、英財務省、イングランド銀行、英国健全性監督機構及び英国金融行為規制機構（それぞれ以下「英国破綻処理当局」という。）に、英国の銀行とその親会社、その他のグループ会社に関する幅広い権限を与える銀行法の適用を受けている。

これらの権限には、(a)英国の銀行若しくはその親会社が発行した有価証券の全部若しくは一部、又は英国の銀行若しくはその親会社の不動産、権利及び負債（本社債を含む。）の全部若しくは一部を、商業上の買い手、有価証券の場合は英財務省又はその被任命者、又は不動産、権利若しくは負債の場合はイングランド銀行が保有する法人に譲渡する権限、(b)当事者の契約解除権若しくは債務返済に係る期限の利益喪失権を認める規定を含む、デフォルト条項、契約、その他の合意を無効にする権限、(c)英国の銀行に関して、特定の破綻処理手続を開始する権限、並びに(d)英国の銀行の移管先又は後継となる銀行が効果的に運営できるよう、合理的な対価において、英国の銀行又はその親会社と、そのグループ会社（グループの傘下でなくなった会社も含む）の間での契約上の義務を無効とし、変更し、又は課す権限が含まれる。

銀行法はまた、潜在的には遡及的効力を持たせることで特別破綻処理制度を効果的に活用できるようにするため、英財務省に同法を改正する権限も与えている。

本社債の所持人の債権を減額する権限

英国破綻処理当局に付与された権限としては、特定の債権者の債権を減額又は消滅する権限も挙げられる。かかる権限には、「ベイルイン」権限が含まれる。

ベイルイン権限により、英国破綻処理当局には、破綻した金融機関又はその持株会社の特定の無担保債務（本社債が含まれることもある。）に係る元本又は利息の全部又は一部を帳消する権限、特定の債務請求権（本社債に基づき支払われるべき金銭が含まれることもある。）を別の有価証券（存続会社（もしあれば）の普通株式を含む。）に転換する権限、及び／又は当該債務請求権の条件（本社債に基づく満期、支払利息額又は利息支払日）を変更若しくは改訂する権限（一時的な支払停止によるものも含む。）も付与されている。銀行法に基づき、英国破綻処理当局は、通常の破綻処理手続の順序とは異なる特定の優先順位に従いベイルイン権限を行使しなければならない。特に英国破綻処理当局は、(i)その他Tier 1証券、(ii)Tier 2証券、(iii)その他の劣後債権、及び(iv)特定のシニア債券の順序で債務を減額又は転換しなければならない。本社債の所持人と同順位の一部の債権者の債権については、ベイルインの対象外となることがある。そのように対象外とされる債権を保有する債権者の数が多ければ多いほど、本社債権者に対するベイルインの潜在的影響は大きくなる。ベイルイン権限は、ベイルイン権限の行使後、金融機関が破綻した場合よりも不利な待遇を受ける株主又は債権者は、補償を受ける権利を有するという「清算手続を適用した場合よりも債権者が不利にならない（no creditor worse off）」原則の対象となっている。

さらに、ベイルイン権限の行使に基づき、本社債の転換時に本社債権者に発行される有価証券は、証券取引所の上場要件を満たさないことがあり、発行会社の発行済上場有価証券が上場されている証券取引所から上場廃止になる可能性がある。本社債権者が当該社債の転換に際して受領する有価証券は、上場されるとしても少なくとも長期間は上場されず、又は関連する取引所によって上場廃止の危機に瀕する可能性がある。また、当該社債の転換時に発行される有価証券の発行会社（発行会社以外の事業体である場合もある）の事業、運営又は財務諸表に関する開示は、あったとしても限定的なものになる可能性があり、また既存の発行会社に関する開示はベイルイン権限の行使の結果、事業、運営又は財務諸表に変更が生じた場合、それを反映する最新のものではない可能性がある。さらに、本社債権者は、制限された英国破綻処理当局によるベイルイン権限（又はその他の破綻処理権限）の行使の決定に対して異議を申し立てたり、その停止を求めるための権利又は制限された当該決定を司法又は行政手続又はその他により再審理させるための権利しか有さない可能性がある。

銀行法に基づきベイルイン権限を行使するためには、一定の前提条件の充足を要するが、発行会社及びその有価証券（本社債を含む。）につきベイルイン権限を行使するか否かを決定する際に英国破綻処理当局が検討する特定の要素（発行会社の支配を超えた要素又は発行会社に直接関連しない要素を含むが、これらに限られない。）には不明確性が残る。さらに、英国破綻処理当局は、ベイルイン権限を行使する方法及び時期につき相当な裁量権を有しているため、発行会社の有価証券保有者は、将来的なベイルイン権限の行使並びにかかる行使により発行会社及びその有価証券が受け得る影響を予測する際、公的に利用可能な基準を参照することができない可能性がある。状況によっては、英国破綻処理当局は、負債を破綻処理開始時には減損評価せず、預託機関に移管してベイルイン期間中保有させ、減損評価の条件は保管期間の後の時点で決定する、繰延ベイルインの適用を決定することができる。したがって、まだ銀行法その他に基づくベイルイン権限の行使が発行会社に与える影響を完全に評価することはできない。

発行会社及びその子会社の再建を指示する権限

ベイルイン権限に加えて、銀行法に基づき英国破綻処理当局に付与された権限には、(i)株主の承認を経ずに又は適用されたであろう手続要件を履践せずに、該当する金融機関又はその事業の全部若しくは一部の商業的な条件での売却を指示する権限、(ii)該当する金融機関の事業の全部又は一部を「受皿金

融機関」(受皿として設立された完全公営又は準公営の法人)に譲渡する権限、及び(iii)減損資産又は不良資産につき、最終的な売却又は適切な減額を通じて価値を最大化できるよう管理するため、公営の資産管理ピークル1社又は複数社に譲渡することにより、資産を分離する権限(なお、当該権限については、他の破綻処理権限と共に行使する場合にのみ行使することができる。)が含まれる。加えて、銀行法に基づき、英国破綻処理当局には、該当する金融機関の負債証券、有価証券又はその他の適格債務に基づく満期償還日及び/又は利息支払日を変更する権限、支払を一時停止する権限の他、負債証券又は有価証券の上場廃止をする権限及び/又は上場承認を取り消す権限も付与されている。

銀行法に基づき英国破綻処理当局が上記の権限のいずれかを行使することにより、発行会社の本社債に基づく自らの義務を履行する能力が制限される可能性があり、かかる権限のいずれかの行使(特にベイルイン権限を含む。)により、本社債の所持人は、投資の一部又は全部を損失するおそれがある。

さらに、発行会社の有価証券(本社債を含む。)に係る取引動向(市場価格及びボラティリティを含む。)が、当該権限の行使及びその示唆により影響を受けることがあり、よってかかる状況においては、本社債が必ずしもその他の種類の有価証券の取引動向に従うとは限らない。従って、銀行法に基づき英国破綻処理当局が措置を講じること又は銀行法に基づく英国破綻処理当局の権限の行使方法が、本社債の所持人の権利、本社債の市場価値、及び/又は発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力に、悪影響を及ぼさないという保証はない。

銀行法には、破綻処理において一定の条件で金融機関に公的財政支援をする規定も設けられているものの、公的財政支援については、英国破綻処理当局が、ベイルイン権限を含めたあらゆる破綻処理権限を検討した上で、可能な限り実務的に行使した後の最終手段としてのみ実施すると定められている。よって、公的財政支援が実施された場合であっても、本社債に投資した者がかかる公的財政支援から恩恵を受けられる見込みは低い。

信用リスク

本社債は、発行会社の直接、無担保かつ非劣後債務であり、その他いずれの者の債務でもない。発行会社の財政状態が悪化した場合、発行会社は本社債に基づく義務を履行できなくなる可能性がある(発行会社の信用リスク)。発行会社が支払不能又は本社債に基づく債務不履行に陥る場合、最悪の場合には、本社債の投資家は投資金額の全額を失うおそれがある。預金や同様の投資とは異なり、本社債への投資については、英国金融サービス補償制度による補償の対象とはならない。

発行会社に対するいずれの格付けも、関連する格付機関の独立した意見を反映したものであり、発行会社の信用の質を保証するものではないことに投資家は注意すべきである。信用格付けは、証券の購入、売却又は保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正又は撤回されることがある。

本社債は無担保債務である

本社債は無担保のため、本社債への投資を検討する際には、発行会社の信用リスクの評価が投資家にとって極めて重要となる。発行会社が、本社債に基づき投資家に支払うべき金額を支払えなくなった場合、当該投資家は、担保又は担保財産を責任財産として遡求することはできず、最悪の場合には、本社債に基づく支払いを一切受けられない可能性がある。

為替レートの過去の傾向

過去の為替レートの動向が提供された場合であっても、それが当該レートの将来の動きを示唆しているととらえるべきではない。発行会社は為替レートの動向がどの投資においてもポジティブなリターンという結果をもたらすという確証を与えることはできない。

元本が保証されていない本社債に関するキャピタル・リスク

本社債の元本弁済は、保証されているわけではない。結果的に、投資家の資本が、本社債への当初の投資額を下回ることもあり、最悪の場合、投資家は投資金額の全額を失うおそれがある。

本社債に関し活発な取引市場や流通市場による流動性が存しない可能性がある

発行された本社債は広く流通していない新規証券であり、活発な取引市場がない可能性がある。本社債が当初の発行後に取引される場合、実勢金利、本社債に類似する社債の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料及び発行会社の財政状態によっては、当初の売価格よりも低い価格で取引される可能性があり、発行会社が財政難である場合において、本社債の所持人が本社債を元本よりも著しく低い価格で売却せざるを得ないときは、かかる本社債の所持人が、（たとえあったとしても）既存の流動性に関する取決めにより保護されないおそれがある。さらに、本社債の販売、保有、取引、及び価格提示に関する規制要件の変更により、ディーラーによる本社債の市場形成能力が影響を受ける可能性がある。従って、投資家は、本社債への投資は取引が困難又は不可能となるリスクに晒されている。市場が発達した場合でも、本社債は、高い流動性を維持できない可能性があり、かかる流動性は、金融市場の変動による影響を受け易くなるおそれがある。

本社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場における本社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。本社債が証券取引所において上場又は取引されていない場合、本社債の価格に関する情報を取得するのはより困難となり、本社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、本社債が償還、買入れ又は消却された場合、未償還の本社債の数は減少し、本社債の流動性の減少の原因となる。本社債の流動性の減少は、本社債の価格の変動率の上昇を生じさせる可能性がある。従って、本社債の投資家は、本社債の流動的な流通市場がない場合には、その投資価値を現実化するために本社債の償還時まで待たなければならないリスクがあるため、本社債の償還日まで経済的リスクを負わなければならない可能性を前提に投資を進めるべきである。

遵 法

本社債の所持人は、本社債に基づく発行会社の義務（又はこれに関連して行われたヘッジ取引若しくは資金提供取引に基づく発行会社の指定する関連会社の義務）の履行が、約定日以降その全部又は一部において違法又は実行不可能となったと計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により判断した場合、発行会社が本社債に基づく自らの義務を解除できるというリスクに晒されている。かかる違法性又は（場合により）実行不可能性の判断の後、発行会社は本社債に基づく義務を終了することができ、当該終了は、当該終了直前の本社債の公正な市場価値である期限前償還金額の支払いと引換えになされる。公正な市場価値は、かかる事由の結果、発行会社又はその指定する関連会社が本社債又は関連するヘッジ契約及び／若しくは出資取引に関して負担した合理的な費用を十分に勘案して、調整される。かかる期限前償還の結果、本社債の所持人はその投資の全部又は一部に損失を被るおそれがあり、その場合には、当該本社債に対する将来的な支払利息（もしあれば）を享受できない。

本社債の要項は、発行会社が、本社債に基づく元本若しくは利息の支払に関連する支払を保留又は拒否した場合でも、(1)発行会社が、支払いが金融やその他の法律、規制、管轄ある裁判所の命令、又は政府機関若しくは規制機関の声明、指導、政策、勧告若しくは解釈（法律の効力を有するか否かを問わない）に反する重大なリスクがあると誠実に判断する場合（そして独立した法律顧問による助言に従って発行会社が行ったそのような判断は、本社債権者に対して決定的で拘束力があるものとする）、及び(ii)かかる支払いについて、適用ある財務又はその他の法令、規則又は命令の有効性又は適用可能性に関して独立した法律顧問により随時与えられる助言に基づいて、その有効性又は適用可能性に関して疑義がある場合には、債務不履行にはならない旨規定する。当該状況が継続している限り、本社債の投資家は、当該支払いを受領することはできず、当該留保又は拒否の結果として利息その他の追加支払いを受ける権利を有さない。

税制上の理由による期限前償還

本社債の所持人は、連合王国により又はそのために賦課される税金、賦課金その他の公租公課の源泉徴収又は控除が法律により要求されることによって、発行会社から所持人に対して追加額を支払う必要があると発行会社が判断した場合、発行会社が本社債に基づく自らの義務を解除できるというリスクに晒されている。かかる判断の後、発行会社は本社債に基づく義務を終了することができ、当該終了は、当該終了直前の本社債の公正な市場価値である期限前償還金額の支払いと引換えになされる。公正な市

場価値は、かかる事由の結果、発行会社又はその指定する関連会社が本社債又は関連するヘッジ契約及び／若しくは出資取引に関して負担した合理的な費用を十分に勘案して、調整される。かかる期限前償還の結果、本社債の所持人はその投資の全部又は一部に損失を被るおそれがあり、その場合には、当該本社債に対する将来的な支払利息（もしあれば）を享受できない。

本社債のオファー価格は市場が示唆する発行会社の信用リスクを反映していない可能性がある

本社債のオファー価格は、発行会社の当該時点での資金調達需要など、市場に含まれた発行会社の信用リスクを反映しない様々な要因に基づいて決定される可能性がある。非常に変動の激しい市場環境においては、発行会社の信用スプレッドは通常よりもかなり高くなる可能性がある。当該場合において、発行会社の信用スプレッドを考慮に入ると、本社債のオファー価格は、(i)当該社債の取引日における発行会社の本社債の内部評価額及び市場の予想価格、及び(ii)流通市場(もしあれば)における本社債の価格を大幅に上回る可能性がある。その結果、(a)本社債権者が本社債を購入する価格は、本社債の市場の予想価格を大幅に上回る可能性があり、(b)本社債権者が本社債を流通市場(もしあれば)で売却できる価格は、本社債への投資額を大幅に下回る可能性がある。

本社債の価値及び取引価格に影響を及ぼす一定の要因

満期前の本社債の価値は多数の要因、すなわち（ ）発行会社の財務状態及び資金調達費用、（ ）満期までの残存期間、（ iii ）金利、配当利回り及びインフレ率の変動、（ iv ）為替レートの変動、（ v ）経済及び市場状況、及び（ vi ）関連する取引費用（但し、これらの要因に限定されない。）に左右されることが予想される。これらの要因の結果、本社債の所持人が満期前に本社債を売却できる価格は、本社債に投資した当初の金額を下回る可能性がある。かかる各要因は相互に複雑な形で関連している（例えば、ある要因は、他の要因によって生じた本社債の価値の増加を相殺してしまう可能性がある。）。投資家は、本社債の価値が、以下の一又は複数の要因により不利な影響を受けるおそれに晒されている。

(a) 金 利

金利の上昇は、本社債の価値の低下を招くおそれがある。金利の変動はまた、決済通貨法域の経済に影響を及ぼす可能性があり、為替レートに影響を与え、本社債の価値も悪影響を受けるおそれがある。

(b) 満期までの残存期間

本社債は、金利の水準に基づき予想される価値を上回る価値で取引される場合がある。かかる差異は、本社債の満期前の期間における為替レートに関する期待から生じる「タイム・プレミアム」を反映している。本社債への投資家は、本社債の償還までの残存期間が減少するにつれ、このタイム・プレミアムは減少する可能性があり、本社債の価値に悪影響を及ぼすリスクがあることに留意すべきである。

潜在的な利益相反

発行会社及び／又はその関連会社は、（ ）自らの勘定若しくは自ら管理するその他の勘定で、又は顧客の注文を促進する形で、額面通貨若しくは決済通貨又は額面通貨若しくは決済通貨建ての有価証券の発行体若しくはそれに関連する債務者との間で企図される取引につき、それらの者に対して助言をする可能性、又はそれらの者との間で取引する可能性、（ ii ）額面通貨又は決済通貨に関連するデリバティブ取引を行うことで、本社債に関してヘッジ行為をする可能性がある。このような活動を行うにあたり、発行会社又はその関連会社は、本社債の所持人の利益を考慮する義務を負わず、発行会社又はその関連会社（場合に応じて。）によるかかる行為は、為替レート、ひいては本社債の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社の関連会社の一部又は発行会社自体が、（ ）本社債に基づく発行会社の義務のヘッジについてのカウンターパーティとなる可能性、（ ）本社債に関する決定及び計算について責任を負う計算代理人となる可能性、又は（ ）本社債の買付け又は保有状況と整合しない意見を述べる、若しくはそ

のような提案を行うリサーチレポートを公表する可能性がある。従って、発行会社又はその関連会社の間、及び発行会社又はその関連会社の利益と本社債の所持人の利益の間の両方で、一定の利益相反が生じるリスクがある。

手数料及びヘッジ費用

本社債の当初の発行価格には、発行会社及び／又はその関連会社が請求する販売手数料又は費用及び本社債に基づく発行会社の義務をヘッジする費用（見積費用を含む。）が含まれている場合がある。従って、発行により、（もしあれば）流通市場における本社債の価格（発行会社又はその関連会社が投資家から購入したいとする本社債の価格があれば、当該価格を含む。）は、当初の価格を下回るおそれがある。また、かかる費用、手数料及びヘッジ費用は、本社債に関して支払われる償還金額又は決済金額から控除されることがある。さらに、かかる価格は、当該補償その他の取引費用の結果として、発行会社又は関連会社が使用する価格決定モデルにより決定される価額とは異なることがある。

一般的な経済条件が本社債に及ぼす影響

債券市場は、欧州その他の国々や地域における経済及び市場状況、金利、為替レート並びにインフレ率の影響を受ける。その他の地域で生じた事態が市場変動を引き起こさない、又はかかる市場変動が本社債の価格に悪影響を及ぼさない、又は経済及び市場状況がその他の悪影響を及ぼさないという保証はできない。

発行会社及び関連会社のヘッジ取引

発行会社又はその関連会社は、額面通貨及び決済通貨に関するもの等、本社債に関連するヘッジ取引を行うことができるが、かかるヘッジ取引を行う義務を負うことはない。発行会社の関連会社の一部はまた、証券事業の一環として、日常的に額面通貨及び決済通貨又はこれらの通貨建ての有価証券を売買することもできる。かかる取引はいずれも、為替レートの価値、ひいては本社債の価値に影響を及ぼす可能性がある。

計算代理人の裁量及び評価

支払利息（該当する場合）及び／又は償還に関する支払金の計算は、証券取引所その他の値付けシステムにおいて公表される一定の指定されたスクリーン・レート、水準若しくは価額を参照することがあるが、かかるレート、水準又は価額が該当する時間に表示されない場合、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する、又は該当する本社債の条件に従い裁量権を行使して決定するレート、水準又は価額（場合に応じて。）を参照することがある。計算代理人はまた、（i）本社債の条件を調整／変更する権限、（ii）支払いを延期する権限、（iii）予定されている満期より前に本社債を償還する権限、又は（iv）上記の権限を組み合わせ行使する権限等（但し、これらに限定されない。）、その他の裁量権を有することもある。投資家は、発行会社がヘッジ契約を締結した場合、本社債の要項に基づく計算代理人又は関連するヘッジに基づく計算代理人としての発行会社による裁量権の行使が、本社債のパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、利益が低下する可能性又は利益を全く得られない可能性もあることを認識すべきである。本社債は、一定の状況においては予定されている満期より前に、計算代理人が決定する金額で償還されることがあるが、かかる金額は元本金額を下回る可能性がある。従って、本社債の投資家にとっては、本社債に基づく支払いの計算及びその他の決定は、一当事者（発行会社それ自体又はその関連会社の場合がある。）により最終的に決定され、かかる計算や決定に異議を申立てることができないリスクが存在する。

計算代理人は、調整条件の設定にその独自モデルの使用を許可される場合があり、投資家にとっては、調整結果を前もって予測することが困難なことがある。この場合、評価モデルの適用についての専門知識がなければ、投資家は、本社債に基づく支払いに行われた調整が正当であり、本社債の発行条件とも一致していることを証明することが困難になるリスクが存在する。

本社債に関して計算代理人が行った計算及び決定はすべて、（関連する決定が行われた時点で明白な誤りがある場合を除き、）最終的なものであり、発行会社及びすべての本社債の所持人を拘束するもの

とする。計算代理人は本社債の所持人に対する義務はなく、本社債の要項に従い拘束されることが明示されている義務のみを有するものとする。計算代理人は、関連会社に対し、本社債の所持人から事前承諾を取得することなく、自ら適切とみなす自らの業務、権限、職務及び義務の全部又は一部を委任することができる。

ヘッジに関する一定の検討事項

額面通貨への投資に伴う市場リスクを吸収するために本社債を購入する予定の投資家は、本社債の価値は、本社債が関係している額面通貨の支払い通貨に対する相対価値とは必ずしも連動しないリスクがあることを認識すべきである。本社債の需要と供給は変化するため、本社債の価値は額面通貨、支払通貨及び為替レートの動きに連動するという保証はない。従って、ヘッジ手段として本社債に投資する投資家はかかる価値の変動によって生じるリスクに晒されることになる。

法の変更

本社債の要項は、募集目論見書の作成日における英国法及び英国税法に基づいている。本社債の要項の解釈及び／又は効力が、本社債の所持人の契約上の権利に重大な悪影響を及ぼす形で変更されるかもしれないというリスクが存在する。

募集目論見書の日付より後に出される可能性のある司法の判断又は英国法若しくは行政上の慣行の変更による影響に関しては、保証の限りではない。

決済システム

本社債は、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグによって又はそれに代理して保有されるため、投資家は、その持分につき当該決済システムを通じてのみ取引することができる。投資家は、譲渡、支払い及び本社債に基づく支払いを受けるための発行会社との情報のやりとりに関しては、当該決済システムの手続に依拠しなければならない。そのため、投資家は、本社債に基づく支払いが遅れたり、帳簿への記入又は登録簿への登録が不正確になされることの結果として、投資家が保有する社債の所有権を主張することが困難になる等の、決済手続上の誤りによって生じるリスクに晒される。

発行会社は、大券の持分に関する記録やそれに対する支払いの記録を行う責任や義務を負わない。本社債の所持人は、本社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、当該決済システムによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄及び債務引受け

本社債の投資家のリスクとして、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、本社債の要項の修正が本社債の所持人の同意なく行われることがある。

- ・ 修正が、本社債の所持人全体の利益に重大な損害を及ぼすものではないこと
- ・ 本社債の修正が、形式的、微細若しくは技術的なものである場合、明白な誤りを正す場合又は発行会社が設立された法域の強行法規を遵守するために行われる場合
- ・ 本社債の要項が、関連する本社債に関するタームシートと整合しない場合

また、本社債の所持人に対する義務には、発行会社以外の主債務者によって保有されるビジネス上のリスクがある。本社債は、発行会社による保証を条件として、発行会社とその関連会社に発行会社の主債務者としての地位を承継させること（債務引受け）を認めている。

本社債に関する税務上及びその他手数料の取扱い

本社債にかかる取引には、本社債の購入を予定する者において、当該購入予定者の状況と譲渡税や登録税に関する法律から特に影響を受ける租税効果が生じる可能性がある。

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記「8. 課税上の取扱い 日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる取扱いを決める可能性がある。潜在的な投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の要項に基づき、あらゆる支払い及び交付は、支払場所において適用ある財務その他の法令に従う。本社債の所持人は、かかる法令によって適用ある義務、税金又は賦課金に基づく支払い、賦課及び控除の責任を負う可能性があり、「8. 課税上の取扱い」に従った、特定の連合王国税に関する発行会社の追加額の支払義務がある場合のみ除外される。かかる追加額の支払義務は、数多くの除外規定に服し、連合王国税のための特定の源泉徴収又は控除のみを埋め合わせる。なお、印紙税、印紙税準備税及び/又は類似の譲渡税については、追加額の支払い義務は生じない。

本社債の購入を予定する者は、本社債を取得することに伴う租税効果に関して何らかの疑問を有する場合、各自の税務顧問に相談し依拠することが望ましい。

本社債は期限前償還されることがある

英国税の又はこれを理由とする源泉又は控除により、発行会社が本社債に関して支払う金額を増加せざるを得ない場合には、本社債の要項に従い残存する本社債すべてを償還することができる。かかる場合に発行会社が支払う金額は、本社債に投資された金額又は本社債について当該償還が行われなければ本社債に基づき受領したはずの金額を下回る可能性があり、投資家は（もしあれば）本社債に関する更なる利払いを受けることができない。

債務不履行事由の発生により、期限前償還が起こる可能性がある

本社債に関する債務不履行事由発生後、計算代理人が本社債の支払期限が直ちに到来したことを確定した場合には、本社債は早期に償還される可能性があり、当該償還は、当該償還の直前の本社債の公正な市場価値である期限前償還金額と引き換えになされる。本社債の公正な市場価値は、当該事由の結果として発行会社及び/又はその指定された関連会社に発生した本社債又は関連するヘッジ取引及び/若しくは資金調達取引に基づく発行会社の義務に関連する合理的な費用を十分に考慮して調整される。社債権者は、かかる期限前償還の結果として全て又は一部の投資金額について損失を被る可能性があり、本社債に適用される将来の利払いを受けることはできない。

本社債の社債権者集会

本社債の要項には、本社債の所持人の利益一般に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を召集するための規定が含まれている。これらの規定は、定義されている数の大多数の本社債の所持人の意思が、関連する本社債の社債権者集会に出席せず、投票を行わなかった本社債の所持人及び大多数とは異なる投票を行った本社債の所持人も含むすべての本社債の所持人を拘束することを認めている。従って、本社債の投資家には、同意なく本社債の要項が修正されるかもしれないというリスクが存在する。

固定金利債券に特有のリスク

固定金利である本社債への投資は、その後の市場金利の変動により本社債の価値に悪影響を受けるリスクを伴っている。本社債に関して支払われる固定金利を市場金利が上回る場合には、投資家は利益を得ることができない。

本社債への投資は再投資リスクに晒されている

本社債が、規定の償還日より前に償還される場合には、類似する水準のリスク及び同等の利回りで投資家が本社債からの手取金を再投資できるという保証はない。

本社債に関する金利の影響

本社債の投資家は金利の変化により、本社債の価値が悪影響を受けるリスクに晒されている。本社債への投資は、本社債の額面通貨に関する金利のリスクを含む可能性がある。マクロ経済、政治、投機及び市場センチメントといった様々な要因が金利に影響を与える。これらの変動は本社債の価値に影響を及ぼしうる。

社債の追加発行

発行会社は、随時自由に、本社債の所持人の同意なく、本社債と併せて単一のシリーズを構成する社債を追加で起債・発行する。

為替障害事由

本社債の投資家は、為替障害事由が発生した場合、発行会社は、(a)計算代理人が本社債の公正価格として決定した金額から、発行会社に発生した裏付けとなる及び／又は関連するヘッジ取引及び／又は資金調達取引の清算費用を控除した金額（いずれの場合においても、当該金額は、満期、終了若しくは行使において受け取る予定の金額より低くなり、投資家が損失を受ける可能性がある。）である期限前償還金額を支払金額として本社債を償還する、又は(b)計算代理人が為替障害事由に関連して生じたマーケット実務を反映するために必要若しくは望ましいとみなす、本社債の要項の調整を指示する可能性があることを認識すべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

発行会社のロゴ及び名称、本社債の名称並びに売出人の名称並びに以下の文言が発行登録目論見書の表紙の裏に記載される。

米ドル建社債

「エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 米ドル建社債は、米ドル建てであり、元利金の支払いは米ドルによって行われますので、円貨換算された本社債の元利金の支払金額は、日本円と米ドル間の為替レートの変動により影響を受けます。」

豪ドル建社債

「エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月28日満期 豪ドル建社債は、豪ドル建てであり、元利金の支払いは豪ドルによって行われますので、円貨換算された本社債の元利金の支払金額は、日本円と豪ドル間の為替レートの変動により影響を受けます。」

また、発行登録目論見書の表紙裏以降に綴り込まれる書面については、発行会社が作成したものではなく、発行会社は責任を負わない。

<本社債以外の社債に関する情報>

第二部【参照情報】

(以下の訂正が「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示される。)

(訂正前)

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書または半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において、重大な変更その他の重大な事由はない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

(訂正後)

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書または半期報告書(場合により)(以下「有価証券報告書等」という。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日(令和7年5月9日)までの間において、重大な変更その他の重大な事由はない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本書提出日(令和7年5月9日)現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。